

基本目標 4 自然と都市機能が調和する快適なまちをつくる（環境）

【施策の柱】豊かな自然と良好な生活環境を確保する

施策 1 自然環境の保全と地球温暖化対策の推進

施策の方向

豊かな自然環境を次世代に引き継いでいくため、市民、事業者、行政が協働※して、温室効果ガス※排出抑制のための取組や環境美化活動を推進するとともに、環境保全意識の醸成に向けた情報の提供や環境教育の充実を図ります。

現状と課題

- 2030年度の温室効果ガス排出量を2013年度比で46%削減するため、市民、事業者、行政が協働して、再生可能エネルギー※の利用促進と省エネルギー行動に、より一層取り組んでいく必要があります。
- 生活環境の改善に努めるため、啓発活動やパトロール監視などの取組を進めるとともに、空き地等の適正管理を行うなど環境美化活動を推進する必要があります。
- 多くの市民が環境問題に関心を持ち、環境の保全と創造に向けて自主的に参加・行動していけるよう、環境保全意識の醸成に向けた情報の発信や環境教育の充実を図る必要があります。

施策の成果

	指標名		現状値 (R6)	目標値 (R7)	SDGs
成果指標	甲府市温室効果ガス排出量		959 千 t-CO ₂ /年 (R3)	824 千 t-CO ₂ /年	  
市民実感 度指数	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	
	—	—	2.80P	2.80P	

基本目標 4 自然と都市機能が調和する快適なまちをつくる（環境）
【施策の柱】豊かな自然と良好な生活環境を確保する

施策を構成する事務事業

施策 1 自然環境の保全と地球温暖化対策の推進

（１）温室効果ガスの排出抑制

◎地球温暖化対策事業

（２）環境美化活動の推進

◎都市美化事業

（３）環境保全対策の推進

◎環境対策事業

○森林保護事業

（４）環境保全意識の醸成

○マウントピア黒平管理事業

○右左口の里維持管理事業

基本目標 4 自然と都市機能が調和する快適なまちをつくる（環境）

【施策の柱】豊かな自然と良好な生活環境を確保する

主要事業

地球温暖化対策事業

担当部課名

環境部 環境政策課

事業概要

- 「甲府市地球温暖化対策実行計画」の中期目標である、2030年度の温室効果ガス排出量、2013年度比46%削減に向け、市民・事業者・行政が協働して地球温暖化対策の推進を図る。
- 「第三次甲府市環境基本計画」及び「甲府市地球温暖化対策実行計画」に基づき、幅広い世代を対象とした環境教育事業を推進する。
- 環境への負担の少ないクリーンエネルギー※機器及び電気自動車等の普及・促進に寄与するための助成金の交付や、水素等の次世代エネルギーの積極的な利活用により温室効果ガスを削減し、かけがえのない恵み豊かな環境を守り、未来を担う子どもたちに引き継ぐため各種事業を推進する。

現状と課題

- 「第三次甲府市環境基本計画」及び「甲府市地球温暖化対策実行計画」に基づき、「循環型社会※の構築」「脱炭素社会の実現」に向け、環境の保全及び地球温暖化対策に関わる様々な施策や事業等の推進のため、市民、事業者、行政が連携し、協働のもと、それぞれの役割を果たしながら、取り組んでいる。
- 地球温暖化に起因すると言われる気候変動により、気温上昇や豪雨など様々な影響が出ている中で、本市は2050年の温室効果ガス排出量実質ゼロを目指す「ゼロカーボンシティ」を表明し、地球温暖化対策に取り組んでいるところであり、目標の実現に向けては、徹底した省エネルギー行動と、再生可能エネルギーなどの地域資源の最大限の活用が求められる。

今後の事業展開

- 持続可能な開発目標「SDGs」の実現も踏まえ、「第三次甲府市環境基本計画」及び「甲府市地球温暖化対策実行計画」に位置づけた取組を更に推進していくため、関係部局や関係団体等と連携・協働を図る中で施策を実施する。また、実施にあたっては、一人一人の地球環境に対する意識の醸成が不可欠であることから、幅広い世代に対して、様々な環境教育事業や温暖化防止活動の積極的な推進を図っていく。
- 環境に配慮した行動の推進は、市民や事業者の意識の転換が不可欠であることから、環境啓発イベントの実施、市ホームページやSNSなどでの情報発信及び環境教育の拡充を図る。また、温室効果ガス排出量の少ない電気自動車等の普及促進や、日照時間の長い本市の地域特性を活かした太陽光発電システム及び蓄電池等の導入を推進するなど、実効性の高い施策に取り組んでいく。
- 「甲府市地球温暖化対策実行計画」の中期目標の達成に向け、計画内に掲げる先導的かつ重点的に実施する取組の指針や重点施策をまとめた「甲府市ゼロカーボン戦略」を推進していく。また、本市におけるゼロカーボン推進の拠点となる「こうふグリーンラボ」において、地域特性に応じた再生可能エネルギーの調査・研究及び次世代エネルギーとなる水素エネルギー等の普及啓発や利活用に向けた実証事業に取り組んでいく。

事業費 (千円)	当初予算額	計画額	
	令和7年度	令和8年度	令和9年度
	68,662		

基本目標 4 自然と都市機能が調和する快適なまちをつくる（環境）
【施策の柱】豊かな自然と良好な生活環境を確保する

都市美化事業

担当部課名
環境部 ごみ収集課

事業概要

- 不法投棄対策
- 河川清掃の実施
- 都市美化活動

現状と課題

- 不法投棄対策

中北地域廃棄物対策連絡協議会との連携による河川、山間部等不法投棄多発地域のパトロールを実施している。また、市民からの不法投棄の相談対応や撤去指導及び不法投棄禁止看板の設置等を行っているほか、広報こうふなどによる啓発に努めている。

- 河川清掃の実施

河川を生活の一部と理解し、親しみの持てる川づくりへの認識を高めるため、「河に親しみ、水辺にふれあう運動」として、主要一級河川を対象に、6月から3月の第1日曜日の間において流域自治会の積極的な協力を得て、草刈りやごみの収集等の河川清掃を実施しているが、参加者の高齢化やライフスタイルの多様化等により、参加団体・人員が減少傾向である。

- 都市美化活動

まちの美観を損ねるタバコの吸い殻のポイ捨てを抑制するため、オリオン通りをはじめ、JR 甲府駅周辺エリアを路上喫煙禁止区域に指定している。区域内の路上喫煙防止対策として、職員の定期的な巡回による指導等に努めるとともに、歩道の標示シートや JR 甲府駅南口サークルベンチ内への看板の設置、路上喫煙禁止区域の周知ポスター等の掲示及びチラシの配布、広報こうふやラジオ等により喫煙者への周知・啓発を図っている。

今後の事業展開

- 不法投棄対策

不法投棄物の早期撤去等により、不法投棄されにくい環境を維持するとともに、中北地域廃棄物対策連絡協議会及び関係機関と連携を図り、パトロールや啓発活動を実施していく。

- 河川清掃の実施

親しみの持てる川づくりへの認識や活動の趣旨及び作業内容の周知に努めていく。

- 都市美化活動

路上喫煙禁止区域の見直しを検討するとともに、周知・啓発を継続していく。

事業費 (千円)	当初予算額	計画額	
	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度
	9,539		

基本目標 4 自然と都市機能が調和する快適なまちをつくる（環境）

【施策の柱】豊かな自然と良好な生活環境を確保する

環境対策事業

担当部課名
環境部 環境保全課

事業概要

- 大気汚染防止法に基づく「山梨県内における大気の常時監視計画」により、市内の大気汚染状況を常時監視する。
- ダイオキシン類対策特別措置法に基づく「甲府市 ダイオキシン類の測定計画」により、市内のダイオキシン類の常時監視を行う。
- 水質汚濁防止法に基づく「公共用水域※及び地下水の測定計画」により、市内河川及び地下水の水質検査を実施し、水質状況の把握を行い常時監視する。
- 騒音規制法に基づき、「自動車騒音の常時監視」として市内対象道路約 100Km について、環境基準の達成状況を面的評価により把握する。併せて、一般環境騒音も測定し、生活環境騒音の状況についても環境基準の達成状況を把握する。
- 市民から寄せられる公害苦情について、現地調査・指導等で迅速に対応し、市民の生活環境の保全に努める。
- 各法令に基づき、特定施設の設置・変更等届出の受理及び立入り調査等により、適正管理の指導を行う。
また、土壌汚染対策法に基づき、工場跡地等の土壌汚染について、指導・監視を行う。

現状と課題

- 大気・水質等については、法に基づき多岐にわたる事務を行っており、同様に公害苦情についても、近年は多種多様化していることから、これに対応するための人材育成が必要となる。
- 河川・地下水等の直営水質検査に係る分析機器や大気汚染の常時監視に係る測定機器については、老朽化等が進んでいることから、今後も計画的に更新していく必要がある。

今後の事業展開

- 大気汚染防止法に基づく「大気汚染の常時監視」、ダイオキシン類対策特別措置法に基づく「ダイオキシン類の常時監視」、水質汚濁防止法に基づく「公共用水域の常時監視」及び騒音規制法に基づく「自動車騒音の常時監視」を毎年度実施し、さらに、各法令に基づく特定事業場への指導・監督、各種環境測定、市民からの公害苦情への迅速な対応・処理等を行い、市民の生活環境の状況の把握・改善・保全に努め、市民の健康で快適な生活環境を確保していく。

事業費 (千円)	当初予算額	計画額	
	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度
	47,136		

施策 2 公園の整備と緑化の推進

施策の方向

市民生活に潤いと安らぎを与える緑豊かな環境づくりに向け、身近な緑の保全や公共施設などの緑化に取り組むとともに、公園・緑地の整備を推進します。

現状と課題

- 便利で快適な暮らしの一方で環境問題が顕在化する中、市民の環境に対する関心が高まってきており、緑豊かで潤いのある生活環境の形成が求められています。
- 都市化の進展などにより、身近な緑が減少しています。緑の持つ機能や役割の重要性を再認識する中で、保全に向けた取組を進める必要があります。
- 緑をつなげることにより緑の機能や効果を十分に発揮させるよう、公共施設などの緑化を推進するとともに、公園・緑地の整備・保全に努めていく必要があります。

施策の成果

	指標名	現状値 (R6)	目標値 (R7)	SDGs
成果指標	生け垣設置の総延長	6,007m	7,750m	
	アダプト制度※により管理される公園数	39 箇所（累計）	40 箇所（累計）	
市民実感 度指数	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
	—	—	2.53P	2.57P

施策を構成する事務事業

施策 2 公園の整備と緑化の推進

（１）身近な緑の保全や公共施設などの緑化

○みどり豊かなまちづくり基金事業

（２）公園・緑地の整備

○遊亀公園・附属動物園整備事業

○動物園管理事業

○都市公園管理事業

○圃場管理事業

基本目標 4 自然と都市機能が調和する快適なまちをつくる（環境）

【施策の柱】豊かな自然と良好な生活環境を確保する

主要事業

遊亀公園・附属動物園整備事業

担当部課名

まちづくり部 公園緑地課

事業概要

- 動物との距離が近いという特徴や、市街地にあり市民の憩いの場となっている公園の特性を継承しつつ、豊かな緑や花に囲まれ、利用者が楽しく快適に、動物たちと接することができる動物園を目指す。また、命の尊さ、動物に関する新たな知識、自然との共生などについて関心を抱いてもらうため、動物観察と屋内空間での座学を組み合わせたプログラムを実施するなど、「環境教育」の充実を図り、動物園・公園を次世代に誇りを持って引き継ぐことのできる地域の魅力的な資産として育み、賑わい・交流・子育てなどの拠点として整備する。

現状と課題

- 安らぎを感じる公園・動物園となるよう一体的な整備を図る必要がある。
- 人にも動物にもやさしい適切な施設配置を行うとともに、動物福祉に配慮した展示手法を取り入れる必要がある。
- 動物園の役割である「環境教育の場」や「レクリエーションの場」としての受け入れ態勢を整備する必要がある。
- 市民に愛される動物園となるよう、関係団体等と連携した事業を推進していく必要がある。
- 持続可能な安定した運営を目指していく必要がある。

今後の事業展開

- 令和7年度については、遊亀公園附属動物園第2期整備工事（獣舎等の整備工事）を着実に実施し、期間内の整備工事の完了を目指す。
- 公園・動物園の運営手法については、入園料の改定や、民間活力の導入に向けた民間事業者選定作業など、安定した運営体制の構築に関わる取組を引き続き進める。

事業費 (千円)	当初予算額	計画額	
	令和7年度	令和8年度	令和9年度
	849,981		

施策 3 循環型社会の構築

施策の方向

循環型社会の構築に向け、市民、事業者、行政が協働して、ごみの一層の減量化・資源化に取り組むとともに、ごみ処理施設の整備などによる廃棄物の適正処理を推進します。

現状と課題

- 近年、資源・エネルギーの枯渇や、大量使用・大量廃棄による環境負荷の増大といった環境問題が顕在化し、その一因であるごみに対する市民の関心も高まっています。
- 市民・事業者・行政の連携を進めながら、3R+Renewable[※]に基づき更なるごみの減量化・資源化を進めていく必要があります。
- 広域的なごみ処理施設については、高度処理による環境負荷や施設の維持管理コストの軽減などに努めながら、廃棄物を適正に処理していく必要があります。

施策の成果

	指標名	現状値 (R6)	目標値 (R7)	SDGs
成果指標	市民1人1日あたりのごみ排出量（家庭系ごみ）	552.9 g (R5)	535.4 g	  
	資源化率（リサイクル率）（家庭系）	17.4% (R5)	21.6%	
市民実感 度指数	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
	—	—	2.70P	2.72P

施策を構成する事務事業

施策 3 循環型社会の構築

（1）ごみの減量化・資源化

- | | |
|-----------------|-------------------|
| ◎ごみ減量と資源リサイクル事業 | ○明るくきれいなまちづくり基金事業 |
| ○塵芥収集事業 | ○最終処分場事業 |
| ○リサイクルプラザ管理運営事業 | ○一般廃棄物処理事業 |
| ○産業廃棄物対策事業 | ○環境総務事務 |

基本目標 4 自然と都市機能が調和する快適なまちをつくる（環境）

【施策の柱】豊かな自然と良好な生活環境を確保する

主要事業

ごみ減量と資源リサイクル事業

事業概要

●地球環境に配慮した施策の更なる推進により分別排出の一層の徹底を図るとともに、一般廃棄物処理基本計画に基づく減量目標達成のための取組を展開する。

現状と課題

●資源物の分別回収や適正排出を周知することにより、ごみの資源化を進めるとともに、市民に対する排出抑制と分別排出の意識啓発を図り、ごみの減量化を推進している。令和 12 年度までに 1 人 1 日あたり家庭系ごみ排出量の減量目標である 500.8g を達成するため、ごみ減量に向けて更なる市民啓発活動の展開と、ごみ分別・資源リサイクルの推進が必要である。

今後の事業展開

●廃棄物減量等推進審議会から答申を受けた生ごみの更なる削減に向けた取組や、ごみへらし隊による出前講座を強化し幅広い年齢層を対象にした環境教育の実施など、家庭系ごみの発生抑制と資源リサイクルの推進を図るための各種施策に取り組んでいく。

担当部課名

環境部 ごみ減量課

事業費 (千円)	当初予算額	計画額	
	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度
	405,175		

施策 4 良好な景観の形成

施策の方向 -----

自然、歴史、文化を活かした美しく風格あるまちづくりに向け、市民参加による景観形成※を促進するとともに、景観形成基準などに基づいた街並みや眺望の保全に努めます。

現状と課題 -----

- 盆地特有の眺望景観、豊かな自然景観、歴史景観、地域の日常景観などを守るため、良好な景観の形成に資する市民の活動に対し、支援をしていく必要があります。
- 大規模な建築物の新築など、周辺の景観に大きな影響を与える行為に対し、景観形成基準に基づき指導・助言を行うなどにより、街並みや眺望の保全を図っていく必要があります。

施策の成果 -----

	指標名	現状値 (R6)	目標値 (R7)	SDGs
成果指標	景観形成基準等に基づく 申請処理件数	88 件	150 件	
市民実感 度指数	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
	—	—	2.54P	2.60P

施策を構成する事務事業

施策 4 良好な景観の形成

(1) 市民参加による景観形成の促進

◎景観まちづくり推進事業

(2) 街並みや眺望の保全

○屋外広告物指導事業

基本目標 4 自然と都市機能が調和する快適なまちをつくる（環境）

【施策の柱】豊かな自然と良好な生活環境を確保する

主要事業

景観まちづくり推進事業	担当部課名 まちづくり部 都市計画課
-------------	-----------------------

事業概要

- 甲府市景観計画に基づく良好な景観の保全と形成により、自然、歴史、文化を活かした美しく風格のある景観まちづくりを推進する。

現状と課題

- 「甲府市景観計画」に基づき、一定規模を超える建築物や工作物の新築等行為に対して、指導・助言などを行う中で、良好な景観形成の促進に努めている。
- 公共サイン※の統一化を推進するため、「甲府市公共サイン計画」及び「甲府市公共サイン整備方針」に基づき、計画的に公共サインを更新することが必要であり、現在、定期点検を行う中で、管理台帳の更新を実施している。
- 景観の保全や形成には、個人の権利に対する規制や制限も伴うことから、市民と協働し景観まちづくりに取り組む必要がある。

今後の事業展開

- 甲府駅南口周辺における良好な景観の形成に向けて、市民主体のまちづくり研究会と協働し、景観形成の基準となる地区別景観計画の策定を進める。
- 「甲府市公共サイン計画」及び「甲府市公共サイン整備方針」に基づき、各々の公共サインを管理する所管課において、公共サインの新設・更新・維持管理を行っていく。
- 甲府城周辺地域において、地域の魅力向上や住環境の整備改善を図るため、甲府城と調和した街なみの整備に関する事業計画の策定に着手する。

事業費 (千円)	当初予算額	計画額	
	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度
	1,895		

施策 5 住環境の向上

施策の方向

安全で良好な住環境を確保するため、市営住宅の計画的な修繕、改善などによる長寿命化※を推進するとともに、民間住宅の耐震化の促進、空家等の適切な管理と活用を図ります。

現状と課題

- 市営住宅については、昭和 40～50 年代に整備したものが多く、老朽化が見られるため、計画的な修繕、改善などによる長寿命化を図る必要があります。
- 耐震診断や耐震改修に対する支援を行うことにより、引き続き、民間住宅の耐震化の促進を図る必要があります。
- 今後増加が見込まれる空家等の発生を抑制するため、所有者等の意識醸成とともに利活用の促進に努め、定住人口の増加など付加価値を創出する必要があります。

施策の成果

	指標名	現状値 (R6)	目標値 (R7)	SDGs
成果指標	一般住宅の耐震化率	84.8% (R2)	92.0%	
	管理不全な空き家の改善指導における改善率	54.4%	69.3%	
市民実感 度指数	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
	—	—	2.36P	2.38P

施策と構成する事務事業

施策 5 住環境の向上

(1) 市営住宅の計画的な修繕・改善

◎住宅管理事務

○市営住宅駐車場整備事業

(2) 民間建築物への支援

◎建築物耐震化支援事業

○アスベスト飛散防止対策事業

(3) 空家等の適切な管理と活用

◎空家等対策推進事業

基本目標 4 自然と都市機能が調和する快適なまちをつくる（環境）

【施策の柱】豊かな自然と良好な生活環境を確保する

主要事業

住宅管理事務	担当部課名 まちづくり部 住宅課
--------	---------------------

事業概要

- 住宅に困窮する子育て世帯から高齢者世帯など様々な世帯に対して、低廉で安全な居住空間を提供するため既存市営住宅を改善し、居住水準・質的向上を図りながら居住ニーズを満たし、長期にわたって有効活用していく。

現状と課題

- 管理戸数の約 3 割が空室となっており、特に利便性が低い高層階は空室が多く、入居率が低い状況である。
- 市営住宅は昭和 40 年代から 50 年代に建設された住宅が多く、改修コストの増大が予測される。
- 築年数の経過により、外壁や屋上防水に傷みが生じていることから、耐久性の向上や躯体劣化の低減に向けた対応が必要である。
- 樹木の繁茂や鳥獣被害等の相談が増えていることから、対応が必要である。

今後の事業展開

- 低下している入居率の向上に向け、より多くの空室改修の実施に努める。
- 高層階の空室解消に対しては、子育て世帯や若者夫婦世帯などへの周知に努め、入居世帯の増加を図る。
- 市営住宅の修繕を引き続き効果的に行いながら、長期的な利用に向けた耐久性の向上等を図る改修工事を実施する。

事業費 (千円)	当初予算額	計画額	
	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度
	263,586		

基本目標 4 自然と都市機能が調和する快適なまちをつくる（環境）
【施策の柱】豊かな自然と良好な生活環境を確保する

建築物耐震化支援事業

担当部課名

まちづくり部 建築指導課

事業概要

- 大規模地震による建物の倒壊から、市民の生命及び財産等を守るとともに、木造住宅、緊急輸送路※等の避難路沿道建築物、ブロック塀等の耐震性を高めることで被害の拡大を抑制し、地震に強い安全で安心なまちづくりを推進する。

現状と課題

- 大規模地震の発生が危惧される中、建築物の耐震化率の向上が急務となっている。
- 木造住宅については、令和 6 年元日に発生した能登半島地震を受け、耐震診断は実施したものの耐震化に至っていない所有者を戸別訪問したこともあり、令和 6 年度の診断や耐震改修の実績は増加している。
- ブロック塀等については、平成 30 年 6 月に発生した大阪府北部地震を受け、令和元年度から避難路や通学路に面したブロック塀等の耐震改修補助事業に取り組んでいるが、耐震改修には自己資金が生じることもあり、実施件数は伸び悩んでいる。
- 避難路沿道建物については、耐震改修促進法に基づき、所有者に耐震診断が義務付けられているが、令和 6 年度末現在、対象建築物 163 件のうち、未診断建築物は 9 件（診断率 94.5%）となっている。
また、耐震設計・耐震改修等には自己資金が生じることもあり、実施件数は伸び悩んでいる。
- 課内に「耐震相談窓口」を常設し、建築物等の耐震化に向けた周知・啓発活動を行っている。

今後の事業展開

- 木造住宅やブロック塀等の耐震化については、補助制度等について、広報こうふや市ホームページに掲載していく。
また、耐震診断を促すための自治会単位での説明会の開催や戸別訪問、耐震改修等を促すための耐震診断済みの建物所有者への戸別訪問等を実施していく。
- 耐震シェルター・防災ベッドについては、実物の展示機会を設ける中、周知を図っていく。
- 避難路沿道建築物については、所有者に対し通知文の発送、戸別訪問等を行い、法制度の趣旨について理解を求めるとともに、補助制度等について紹介する中で、耐震化を促していく。

事業費 (千円)	当初予算額	計画額	
	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度
	215,982		

基本目標 4 自然と都市機能が調和する快適なまちをつくる（環境）

【施策の柱】豊かな自然と良好な生活環境を確保する

空家等対策推進事業

担当部課名
まちづくり部 空き家対策課

事業概要

- 市民の良好な生活環境の保全と地域の活力向上による魅力あるまちづくりに資するため、空家等の発生予防、適切な管理及び利活用の促進に向けた必要な施策を総合的かつ計画的に推進する。

現状と課題

- 人口減少や少子高齢化の進行を背景に、今後、更なる空家等の増加が見込まれるが、空家等は私有財産であり、本来、所有者等の責任のもとに管理・処分されるべきものであることから、市内外に居住する所有者等に対して、意識啓発や管理意識の醸成を図るとともに、適切な管理を働きかける必要がある。
- 空家等の活用方法等について決めていない所有者等も多いことから、所有者等や利用希望者に対して、空家等の早期の利活用を促すため、空き家バンク制度の周知を行うとともに、県内市町とも連携し、空家等の利活用や除却に対して積極的に対応していただくための啓発が必要である。
- 管理不全となった空家等は、所有者等の様々な要因により解決が困難なケースもあるため、良好な住環境の確保の観点から所有者等以外が連携した対応も必要である。

今後の事業展開

- 外部の専門家団体、県内市町村、庁内関係部署などと連携して、「第二期甲府市空家等対策計画」の着実な推進を図るとともに、効果的な取組等について検討する。
- 空家等の発生予防に努めるとともに、市内外の所有者等に適切な管理や利活用を促すため、県内市町とも連携する中で、様々な媒体等を用いて情報を発信する。
- 空家等所有者や空家等利用希望者に対して、空家等やその跡地の活用促進のために、空き家バンク制度の周知や既存制度の充実に加え、様々な分野での空家等の活用促進に取り組む。
- 所有者等による管理不全の空家等の解消に努めるとともに、特定空家等については除却に向けた指導を行い良好な生活環境と安全安心の確保に努める。また、所有者等による解決が見込めない場合には、管理制度の活用等を検討する。

事業費 (千円)	当初予算額	計画額	
	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度
	47,723		

施策 6 水道水の安定供給

施策の方向 -----

安全でおいしい水を安定的に供給できるよう、健全で効率的な水道事業経営に努めるとともに、水道施設の計画的な整備・更新を図ります。

現状と課題 -----

- 人口減少などに伴う水需要の減少を踏まえ、事業の効率化やサービスの向上などにより、さらに健全で効率的な事業経営に取り組む必要があります。
- アセットマネジメント※の視点から、老朽化した施設の更新計画を策定し、水道施設や管路の耐震化を推進する必要があります。

施策の成果 -----

	指標名	現状値 (R6)	目標値 (R7)	SDGs
成果指標	有収率	86.21% (R5)	85.38%	 
	管路の耐震管率	20.11% (R5)	22.25%	
市民実感 度指数	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
	—	—	3.38P	3.37P

施策を構成する事務事業

施策 6 水道水の安定供給

（１）健全で効率的な水道事業経営

- ◎水源保全活動推進事業
- ◎水質検査事業
- ◎簡易水道等事業
- ◎水源域の水質調査事業
- ◎貯水槽水道管理指導事業

（２）水道施設の計画的な整備・更新

- ◎水道管路耐震化事業
- ◎浄水施設等更新事業
- ◎鉛製給水管対策事業

基本目標 4 自然と都市機能が調和する快適なまちをつくる（環境）

【施策の柱】豊かな自然と良好な生活環境を確保する

主要事業

水源保全活動推進事業

担当部課名
工務部 水保全課

事業概要

- 「第 4 次水源保全計画」に基づき、水源保全の必要性を情報発信するとともに、市民、各種団体等との協働により、水源林植樹の集い、水道水源地クリーン作戦等を実施する。

現状と課題

- 水源保全に対する市民意識の醸成に向け、水源林植樹の集い（年 1 回）、荒川源流における野鳥及び水生生物の水源観察会（年 2 回）、水道水源地クリーン作戦（年 2 回）、フォトコンテスト（年 1 回）、児童絵画コンクール（年 1 回）を実施している。また、甲府市及び上下水道局の各種イベントにおいて水源保全活動を紹介するパンフレットを配布して PR を行うなどの情報発信活動を行っている。

今後も、各種水源保全活動について、実施成果等の振り返りと改善を行うなかで、水源保全意識の醸成につなげる新たな活動の展開も検討していく必要がある。

今後の事業展開

- 貴重な水源を後世に引き継いでいくため、市民との協働により事業を推進するとともに、関係機関と連携して各種イベントにおける情報発信を強化するなど、効果的な水源保全への取組を推進する。

また、水道水源地クリーン作戦については、年々ごみの回収量が減少していることから、年 1 回の開催に見直すこととした。

事業費 (千円)	当初予算額	計画額	
	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度
	1,830		

基本目標 4 自然と都市機能が調和する快適なまちをつくる（環境）
【施策の柱】豊かな自然と良好な生活環境を確保する

水源域の水質調査事業

担当部課名
工務部 浄水課

事業概要

- 荒川ダム富栄養化※及び荒川上流域表流水の水質変動状況を把握するための水質調査を実施する。
荒川上流域の水質等については、甲府市・山梨大学連携事業による研究の基礎データを基に、現状把握及び分析を行う。
なお、昭和、中道系の地下水については、今後も本局において水質の実態調査を継続していく。

現状と課題

- 水源の水質については、荒川上流域表流水及び昭和、中道系地下水の水質検査を行う中で、その変化を監視しており、安全で清浄な原水が確認されている。
水源保護地域内の水源かん養能力※及び地下水の賦存量などについても山梨大学連携事業により調査・研究を行い、これまでの調査結果から良好であることを把握している。
水源域の水質変動を的確に把握するためには、一定期間の水質データの収集が必要であり、継続して水質調査を実施する必要がある。

今後の事業展開

- 荒川上流域及び昭和、中道系地下水の水源水質調査を継続的に実施し、蓄積されたデータを解析する中で、水源の水質状況を監視していく。
山梨大学連携事業では、荒川ダムの調査を重点的に実施し、引き続き水質監視強化に努めていく。

事業費 (千円)	当初予算額	計画額	
	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度
	3,248		

基本目標 4 自然と都市機能が調和する快適なまちをつくる（環境）

【施策の柱】豊かな自然と良好な生活環境を確保する

水道管路耐震化事業

担当部課名
工務部 水道課

事業概要

- 耐久性・耐震性に劣る経年管路の更新工事をはじめ、全ての管路工事において国の耐震基準を満たす耐震管を採用し、耐震管率の向上を目指す。

現状と課題

- 令和 5 年度末の耐震管率は 20.11%である。これまで「水道施設更新計画」に基づいて、重要給水施設である避難所、医療機関等への供給管路の耐震化に優先して取り組んできたところであるが、将来にわたって、安全で安定した水道サービスを継続するため、引き続き耐震・耐久性の高い管種による計画的な管路更新を進める必要がある。

今後の事業展開

- 令和 6 年度末の管路の耐震管率は、目標値の 21.12%を達成する見込みである。今後においても、災害対策工事、経年管路更新工事を中心に、年間に既設管路の 1.20%を更新し、新設管路の整備と合わせて、令和 7 年度目標耐震管率 22.25%を目指す。

事業費 (千円)	当初予算額	計画額	
	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度
	3,568,865		

施策 7 生活排水の適正処理

施策の方向

快適な生活環境を確保するとともに、河川、水路など公共用水域の水質を保全するため、公共下水道施設などの計画的な整備・更新による生活排水の適正処理を推進します。

現状と課題

- 公共下水道における整備未着手区域については、全体計画を見据えつつ着実に整備を進めていくとともに、整備効果が早期に現れるよう、下水道への接続などを積極的に促していく必要があります。
- アセットマネジメントの視点から、老朽化した施設・設備、機器などの計画的な更新改修などを進めるとともに、管路や施設の耐震化を図る必要があります。

施策の成果

	指標名	現状値 (R6)	目標値 (R7)	SDGs
成果指標	公共下水道の水洗化率	99.06% (R5)	99.06%	
市民実感 度指数	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
	—	—	3.24P	3.27P

施策を構成する事務事業

施策 7 生活排水の適正処理

(1) 公共下水道による適正処理

- ◎汚水管きよ整備事業
- ◎下水道地震対策事業
- 処理場等施設の調査及び改築事業
- ◎下水道接続促進事業
- 管路施設の調査及び改築事業

(2) 浄化槽による適正処理

- 生活排水対策事業
- 浄化槽事業

(3) 農業集落排水施設による適正処理

- 農業集落排水事業

基本目標 4 自然と都市機能が調和する快適なまちをつくる（環境）

【施策の柱】豊かな自然と良好な生活環境を確保する

主要事業

汚水管きょ整備事業

担当部課名
工務部 計画課・下水道課

事業概要

- 市街化区域※については、未整備箇所の解消を図る。
- 市街化調整区域※と中道地区の整備については、年次計画に基づき整備を図る。

現状と課題

- 市街化区域の汚水管きょ整備については、区域内に点在する未整備箇所の要因を分析し整備を行う必要がある。
- 市街化調整区域の整備については、北部地域の地形等に応じて整備を進める必要がある。
- 中道地区については、市街化調整区域と同様に特定環境保全公共下水道事業※により、今後も着実に整備を行う必要がある。

今後の事業展開

- 市街化区域については、未整備の要因を分析し、整備を行う。
- 市街化調整区域については、南部地域や北部地域を中心として、整備を進める。
- 中道地区については、年次計画に基づき、整備を進める。

事業費 (千円)	当初予算額	計画額	
	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度
	489,004		

基本目標 4 自然と都市機能が調和する快適なまちをつくる（環境）
【施策の柱】豊かな自然と良好な生活環境を確保する

下水道接続促進事業

担当部課名
業務部 給排水課

事業概要

- 下水道未接続家屋の所有者に対しては、積極的な個別訪問及び啓発文の配付により、下水道接続の必要性・重要性を指導している。また、下水道への接続資金等をサポートする貸付金制度や融資あっせん制度についても周知を図り、接続促進につなげる。このほか、各種イベントにおける啓発活動により下水道接続に対する理解を深めていく。

現状と課題

- 本市の下水道普及率及び水洗化率はともに 90%台後半の高水準であり、現在、約 2,500 件の家屋が未接続となっている。特に、資金不足、空き家及び長期不在や建物の老朽化等を理由とした未接続案件の割合が多く、これらを理由とした未接続解消につながる対策を検討する必要がある。

今後の事業展開

- 今後は、継続した訪問指導から得る情報等をもとに、未接続理由ごとに有効なアプローチを図るとともに、引き続き接続促進につながる対策の調査・検討に努めていく。

事業費 (千円)	当初予算額	計画額	
	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度
	5,743		

基本目標 4 自然と都市機能が調和する快適なまちをつくる（環境）

【施策の柱】豊かな自然と良好な生活環境を確保する

下水道地震対策事業

担当部課名

工務部 下水道課・浄化センター

事業概要

- 下水道管路については、地震発生時に管路施設が有すべき最低限の機能を確保するため、主要な防災拠点等からの排水を受ける管路施設の流下機能の確保及び人孔の浮上など交通障害の防止による防災対策と、指定避難所等へのマンホールトイレ整備による減災対策を行う。
- 浄化センター等施設については、「甲府市下水道総合地震対策計画」において設定した優先度に基づき、施設の耐震診断及び耐震補強を計画的に行う。

現状と課題

- 下水道管路については、管路施設の耐震性能を確保することを目的として、「甲府市下水道総合地震対策計画」により継続的に事業を推進していく必要がある。
- 浄化センター等施設については、全 94 の土木・建築施設を優先度の高い順に緊急、中期、長期の三種類に分類しており、その内の緊急（人命、揚排水機能の確保）について対象施設の耐震診断を終えたところ、全ての施設で耐震補強が必要という結果となった。こうしたことから、耐震化実施設計、耐震化工事を速やかに実施しながら、中期、長期の対象施設についても耐震診断等を進め、耐震化を図っていく必要がある。

今後の事業展開

- 下水道管路については、「甲府市下水道総合地震対策計画」に基づき、流下機能確保及び交通障害防止による防災対策と、マンホールトイレ整備による減災対策を継続して実施していく。
- 浄化センター等施設については、「甲府市下水道総合地震対策計画」において設定した優先度及び処理場設備の改築計画に基づき、施設の耐震診断及び耐震補強を計画的に行う。

事業費 (千円)	当初予算額	計画額	
	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度
	636,713		

施策 8 生活衛生の充実

施策の方向

良好な衛生環境を保持するため、し尿の適正処理や斎場・墓地の整備を図るとともに、動物を適正に飼養し、人と動物とが共生できる環境づくりに努めます。

現状と課題

- し尿の処理については、広域連携により適正に処理していく必要があります。
- 斎場・墓地については、施設の維持管理に努めていく必要があります。
- 市民の動物愛護と適正飼養に関する意識を高める中で、畜犬対策や飼育限度を超えた繁殖の防止など、動物を適正に飼養し、人と動物とが共生できる環境づくりに努めていく必要があります。

施策の成果

	指標名	現状値 (R6)	目標値 (R7)	SDGs
成果指標	狂犬病予防注射接種率	69.3% (R5)	75%	
市民実感 度指数	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
	—	—	2.93P	2.97P

施策を構成する事務事業

施策 8 生活衛生の充実

(1) し尿の適正処理

○一般廃棄物処理事業

(2) 斎場・墓地の整備

○斎場管理事業

○つつじが崎霊園管理事業

(3) 動物の適正飼育の推進

◎動物愛護事業

(4) 衛生環境の充実

○環境衛生事業

(5) 適正な衛生環境の確保

◎生活衛生事業

基本目標 4 自然と都市機能が調和する快適なまちをつくる（環境）

【施策の柱】豊かな自然と良好な生活環境を確保する

動物愛護事業

担当部課名

保健衛生部 衛生業務課

事業概要

- 狂犬病予防法に基づき飼い犬の登録を推進するとともに、集合注射の実施、鑑札及び注射済票交付事務の山梨県獣医師会（動物病院）への委託等により予防注射接種率の向上を図る。
- 動物の愛護及び管理に関する法律及び市条例など関係法令に基づき、犬猫などのペットの適正な飼養管理の推進を図る。
- 飼い主のいない猫等による迷惑行為等の減少を図る。

現状と課題

- 狂犬病予防法により、犬の所有者は、生後 91 日以上飼い犬に、毎年 1 回狂犬病予防注射を受けさせることが義務付けられているが、本市における接種率は近年約 70%で推移している。日本国内での狂犬病は 50 年以上発生していないが、海外から輸入されたコンテナ貨物内の迷入動物による感染の可能性も指摘されていることから、接種率の向上は、公衆衛生上の課題である。
- 飼い主のいない猫等によるふん尿、鳴き声、ごみあさり、無責任な餌やり等の苦情・相談が多数寄せられており、飼い主や、むやみに餌を与えている方への指導や、動物愛護デーなどのイベント時において適正飼養に関する啓発活動等を行っている。平成 27 年 8 月からは、猫の不妊・去勢手術費補助金交付制度を開始し、飼育限度を超えた繁殖の防止のほか、市民の動物愛護と適正管理に関する意識啓発、不要な生命の殺処分並びに猫に起因する被害及び迷惑行為等の減少を図った。

今後の事業展開

- 狂犬病予防法に基づく登録と予防接種が犬の所有者の責務として定着するよう普及啓発に努める。
- 動物愛護デーなどの実施や動物愛護推進員の委嘱等を通じて、市民の動物愛護と適正管理に関する意識を啓発し、人と動物との調和のとれた共生社会の実現と市民の快適な生活環境を保持する。
- 県の補助制度を活用した猫の不妊・去勢手術費補助制度や、本市独自の取組である飼い主のいない猫用トイレ設置費用補助制度を引き続き実施し、猫の殺処分及び猫に起因する生活環境への被害の減少を図る。
- 保護猫譲渡会やクラウドファンディングを通じて、保護猫の譲渡推進を図り、市民の動物愛護と適正管理に関する意識啓発に努める。

事業費 (千円)	当初予算額	計画額	
	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度
	19,949		

基本目標 4 自然と都市機能が調和する快適なまちをつくる（環境）
【施策の柱】豊かな自然と良好な生活環境を確保する

生活衛生事業

担当部課名

保健衛生部 衛生業務課

事業概要

- 食品衛生関係法令に基づき、市内の飲食店、スーパー、市場などの施設の計画的な監視指導を実施し、食品の安全性を確保する。
- 生活衛生関係法令に基づき、市内の旅館や入浴施設などに対し、監視指導を実施し、適正な衛生水準の維持及び快適な生活環境を確保する。

現状と課題

- 食品衛生法の一部を改正する法律が施行され、全食品等事業者に HACCP※に沿った衛生管理が義務化されており、全食品等事業者が取り組んでいる「HACCP に基づく衛生管理」又は「HACCP の考え方を取り入れた衛生管理」が適正に行われているか、食品等事業者への確認を行い助言や指導を実施する。
- 食中毒の発生リスクなどに応じて、令和 3 年 6 月から営業許可制度が見直され、新たに届出制度が創設されたことから、関係者への周知を図り、食品営業許可制度の改正を円滑に推進する必要がある。
- 全国的にノロウイルス、カンピロバクター※、アニサキス※による食中毒が多発し、腸管出血性大腸菌による重篤な食中毒や、毒キノコやスイセン等の植物性自然毒を原因とする食中毒も発生している。こうしたことから、食中毒等の健康被害の発生を未然に防止するため、食品等事業者の施設への計画的な立入検査の実施や、食品の安全性を確認することを目的とした収去検査の実施及び一般市民の食品安全意識の醸成に取り組む必要がある。
- 食品表示は、消費者が食品を選択する際の情報源として重要な役割を担っており、健康被害防止の観点から適正な表示が求められていることから、食品等事業者は、市民（消費者）へ食品表示法に基づいた分かりやすい食の情報を伝える必要がある。
- 宿泊施設や入浴施設などの生活衛生関連施設におけるレジオネラ症※などの事故の発生を防止するため、関係法令に基づいた衛生管理を徹底する必要がある。

今後の事業展開

- 食品等事業者に対し、営業許可の更新時の監視や食品の収去検査などを通じて、食品表示法に基づく表示への対応状況の確認、適正表示の指導を行うとともに、食品衛生責任者を対象とした講習会を開催し、HACCP に沿った衛生管理等の推進を図り、安全・安心な食品の流通を確保する。
- 宿泊施設や入浴施設などの生活衛生関連施設に対しては、通常の監視指導や関係団体への補助のほか、春の大型連休や夏の観光シーズンの前に観光地の宿泊施設等の一斉監視を実施するなど、衛生水準の維持向上や食中毒等の食品による事故の未然防止に努め、安全で快適な生活環境を確保する。

事業費 (千円)	当初予算額	計画額	
	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度
	28,193		